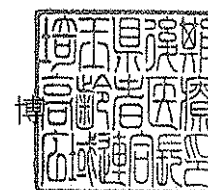


埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第10号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務を、別紙に掲げる規約により委託した。

平成19年10月22日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 齋藤



埼玉県後期高齢者医療広域連合とさいたま市との間の公平委員会の事務  
の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和22年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務をさいたま市（以下「乙」という。）の人事委員会に委託する。

(経費の支弁等)

第2条 前条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は甲が負担する。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関し必要な事項は、埼玉県後期高齢者医療広域連合長とさいたま市長が協議して定める。

附 則

この規約は、甲と乙が協議して定める日から施行する。